

新型コロナウイルス感染症に係る市の方針

令和3年1月28日

伊勢崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年1月14日（木）、国は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に加え、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡を緊急事態宣言の実施区域に加えました。また、群馬県は「社会経済活動再開のガイドライン」における警戒度4の継続を決定し、25日（月）までとしていた県民への外出自粛等の要請を2月8日（月）まで延長しました。

これらを踏まえ、第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において協議した結果、本市の方針も県のガイドラインに準じることとし、次のとおり対応します。

1. 市民や事業者の皆様へ以下の啓発を行う

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛をお願いする。
- ・緊急事態宣言の対象となっている11都府県への往来自粛をお願いする。
- ・感染リスクの高い多人数での会食自粛をお願いする。
- ・家庭内での感染防止対策の徹底、及び「新しい生活様式」の実践の徹底をお願いする。
- ・国の接触者確認アプリ「COCOA」の積極的な利用をお願いする。

2. イベント等の開催について

- ・市が主催する（共催含む）イベント等について、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行ったうえで、「3密（密閉・密集・密接）の回避」をはじめ、十分な感染防止対策が実施できるものは開催する。
- (1) 開催規模（参加人数、参加者の範囲）
 - (2) 開催場所（換気の状態）
 - (3) 開催時間（同一空間での滞在時間）
 - (4) 参加者同士の距離（近距離又は対面）
 - (5) 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
 - (6) 不特定多数か否か

※ただし、市有施設の貸館業務等については、2月7日（日）まで利用中止または利用制限の措置とする。

3. 学校等の対応について

- ・感染防止対策を徹底しながら通常登校を継続する。
- ・部活動は平日放課後のみの活動とする。
- ・児童生徒または教職員に感染者が発生した場合、必要な範囲で学級閉鎖や休業等の措置を行う。

4. 本方針は、今後の感染の広がり等を見ながら、適宜見直しを行う。